



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第21号

目次

規則

- 栃木県屋外広告物条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則の制定…………… 1
- 栃木県公舎管理規則の一部改正…………… 4
- 県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部改正…………… 5
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部改正…………… 5
- 栃木県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部改正…………… 6
- 栃木県農作物奨励品種等の指定に関する規則の一部改正…………… 8
- 栃木県財務規則の一部改正…………… 8

訓令

- 栃木県県有車両管理等規程の一部改正…………… 8
- 栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部改正…………… 9
- 栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部改正…………… 10

規則

栃木県規則第十九号

栃木県屋外広告物条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県屋外広告物条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県屋外広告物条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年栃木県条例第六十四号)の施行期日は、平成二十七年十月一日とする。

(都市計画課)

栃木県規則第二十号

マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、マンション建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。)の施行に関し、マンション建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)及びマンション建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

第二条 省令第四十九条第一項第三号の規定により知事が定める書類は、法第百二条第二項の認定を受けようとするマンションが同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを建築物の耐震診断の結果に関

する判定を行うことができる機関として知事が定めるものが証する書類とする。

2 法第百二条第二項の認定を受けようとするマンションについて同条第一項の規定により認定を申請しようとする者は、省令第四十九条第一項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(除却の必要性に係る認定をしない旨の通知)

第三条 知事は、法第百二条第一項の認定をしないこととしたときは、その旨を同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(許可申請書に添付する図書又は書面)

第四条 省令第五十二条第一項の規定により知事が定める図書又は書面は、次のとおりとする。

- 一 付近見取図
- 二 配置図
- 三 各階平面図
- 四 床面積求積図
- 五 二面以上の立面図
- 六 二面以上の断面図
- 七 敷地面積求積図
- 八 その他知事が必要と認める図書又は書面

(申請の取下げ)

第五条 法第百二条第一項の規定による認定の申請又は法第百五条第一項の規定による許可の申請をした者は、認定又は許可を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書(別記様式第一号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(取りやめる旨の申出)

第六条 法第百五条第一項の許可を受けた者は、当該許可に基づき建築を取りやめようとするときは、遅滞なく、取りやめ申出書(別記様式第二号)に省令第五十二条第二項の許可通知書を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第5条関係)

取 下 申 出 書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名 印

下記の認定（許可）の申請を取り下げたいので、マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則第5条の規定により申し出ます。

記

1 除却の必要性に係る認定（容積率の特例に係る許可）申請受付番号	第 号
2 除却の必要性に係る認定（容積率の特例に係る許可）申請受付年月日	年 月 日
3 認定（許可）の申請に係るマンションの位置	
4 取下げの理由	
5 備考	

※受付欄

- 注 1 認定（許可）の申請をした者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定（許可）の申請をした者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第2号（第6条関係）

取りやめ申出書

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名 印

容積率の特例に係る許可に基づくマンションの建築を取りやめたいので、マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則第6条の規定により申し出ます。

記

1 容積率の特例に係る許可番号	第 号
2 容積率の特例に係る許可年月日	年 月 日
3 許可に係るマンションの位置	
4 備考	

※受付欄

- 注 1 許可を受けた者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 許可を受けた者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(建築課)

栃木県規則第二十一号

栃木県公舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公舎管理規則の一部を改正する規則

栃木県公舎管理規則（平成六年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「副知事」の下に「並びに教育長」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の第二条第一項第一号の規定は適用せず、改正前の同号の規定は、なおその効力を有する。

（管財課）

栃木県規則第二十二号

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則（昭和六十年栃木県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表栃木県風土記の丘資料館の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（県民文化課）

栃木県規則第二十三号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成十五年栃木県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（一）を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（二）」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省令第十三号）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省、環境省令第七号）」に改める。

第二条中「第十四条」を「第三十二条」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改める。

第九条中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

別記様式中「第一種フロン類回収業者廃業等届出書」を「第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書」に、「第一種フロン類回収業者を廃止したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第15条第1項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項」に、「第一種フロン類回収業者と」を「第一種フロン類充填回収業者と」に、「第一種フロン類回収業者以外」を「第一種フロン類充填回収業者以外」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(環境保全課)

栃木県規則第二十四号

栃木県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県農漁業災害対策特別措置条例施行規則（昭和四十三年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又はロ」を「からハまでのいずれか」に改め、同号イ中「災害による」を「天災に起因する」に改め、同号ロ中「災害による」を「天災に起因する」に、「損失額が、」を「損失額が」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ 天災に起因する農作物育成管理用施設その他の農作物等の生産の用に供する施設（以下「農作物育成管理用施設等」という。）の損失額が当該施設の被害時における価格の百分の七十以上であること。

第二条第二号イ中「災害による」を「天災に起因する」に、「損失額が、」を「損失額が」に改め、「、又は災害による果樹等の流失、損傷、枯死等に伴う損失額が、農業者の栽培する果樹等の被害時における価額の百分の三十以上であること」を削り、同号ハを削り、同号ロ中「災害による」を「天災に起因する」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 天災に起因する果樹等の流失、損傷、枯死等に伴う損失額が農業者の栽培する果樹等の被害時における価額の百分の三十以上であること。

第二条第三号中「ロに」を「ロのいずれかに」に改め、同号イ中「災害による」を「天災に起因する」に、「損失額が、」を「損失額が」に改め、同号ロ中「災害による」を「天災に起因する」に改める。

第三条中「に規定する「災害経営資金」とは」を「の規則で定める資金は」に、「前条第二号イ」を「前条第二号イ若しくはロ」に、「一、家畜」を「以下同じ。」、「家畜」に改め、「家きん」の下に「、原木（きのこ類の栽培の用に供するものに限る。以下同じ。）、「種菌（きのこ類の種菌に限る。以下同じ。）、「菌床」を加え、「二、稚魚」を「以下同じ。）、「稚魚」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号イ中「のうち」を「のうち、」に改め、「果樹栽培者」の下に「（果樹の栽培を主な業務とする農業者をいう。以下同じ。）」を、「家畜等飼養者」の下に「（家畜又は家きんの飼養を主な業務とする農業者をいう。以下同じ。）」を加え、「ただし、乳牛」を「（乳牛）」に、「加えた額」を「加えた額）」に改め、同号ロ中「のうち」を「のうち、」に改める。

第四条中「に規定する「施設復旧資金」とは」を「の規則で定める資金は」に、「第二条第二号ロ」を「第二条第二号ハ」に改め、「雑排水施設」の下に「、きのこ類栽培施設」を加え、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第五条を次のように改める。

(指定災害の指定の基準)

第五条 条例第三条第一項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額の県内における合計額が五千万円以上であること。

イ 天災に起因する農作物等の減収量がその農作物等の平年における収穫量の百分の三十以上である場合
当該農作物等の減収量に知事が定める単位当たりの価格を乗じて得た額

ロ 天災に起因する果樹等の流失、損傷、枯死等に伴う損失額が農業者の栽培する果樹等の被害時における価額の百分の三十以上である場合
当該損失額

ハ 天災に起因する農業用施設の損失額が当該施設の被害時における価格の百分の三十以上である場合
当該損失額

ニ 天災に起因する魚介類の流失等に伴う減収量がその魚介類の平年における漁獲量の百分の三十以上である場合
当該魚介類の減収量に知事が定める単位当たりの価格を乗じて得た額

ホ 天災に起因する漁業用施設の損失額が当該施設の被害時における価格の百分の三十以上である場合
当該損失額

二 災害を受けた地域を区域とする市町村の長（当該市町村が二以上ある場合にあつては、そのいずれかの市町村の長）から条例で定める措置を講ずるよう要請があること。

第六条及び第七条中「規定による」を削る。

第八条中「より、」を「より」に、「様式は」を「様式が」に改める。

第九条中「つと」を「都度、知事が」に改める。

別表第一病虫害防除用農業購入費等補助の項中「病虫害防除用農業購入費等補助」を「病虫害防除用農薬購入費等補助」に改め、同表代替作付け用種苗購入費補助の項中「代替作付け用種苗購入費補助」を「代替作付け用種苗等購入費補助」に、「農作物の」を「農作物又はきのこと類の」と、「又は代替作付け」を「代替作付け等」に、「種苗の」を「種苗又は原木、種菌若しくは菌床の」と、「種苗経費」を「種苗等経費」と改め、

被害農作物取りかたづけ作業費等補助	被害農作物取りかたづけ作業費	農作物が収穫直前において100分の70以上の被害を受けた場合において、その取りかたづけ作業（天災を直接の原因として生じた廃棄物等であつて、当該作業の障害となるものの除去を含む。）に要する労賃等に対し、市町村が次の各号に掲げる額を補助する場合これに要する経費 1 当該労賃等の10分の10に相当する額 2 知事が災害の都度定める単位当たりの価格に数量を乗じて得た額	当該補助に要する経費のいずれか低い額の2分の1以内
	被害果実の選果等作業費	農作物（果樹）の被害率が100分の30以上の補助対象農業者が、被害果実の摘果及び選果に係る作業（天災を直接の原因として生じた廃棄物等であつて、当該作業の障害となるものの除去を含む。）のために要する労賃等に対し、市町村が次の各号に掲げる額を補助する場合これに要する経費 1 当該労賃等の10分の10に相当する額 2 知事が災害の都度定める単位当たりの価格に数量を乗じて得た額	

あ

農作物取り片付け作業費等補助	農作物取り片付け作業費	農作物又はきのこと類が収穫直前において100分の70以上の被害を受けた場合において、その取り片付け作業に要する労賃等に対し、市町村が次の各号に掲げる額を補助する場合これに要する経費 1 当該労賃等の10分の10に相当する額 2 知事が災害の都度定める単位当たりの価格に数量を乗じて得た額	当該補助に要する経費のいずれか低い額の2分の1以内
	果実の選果等作業費	農作物（果樹）の被害率が100分の30以上の補助対象農業者が果実の摘果及び選果に係る作業のために要する労賃等に対し、市町村が次の各号に掲げる額を補助する場合これに要する経費 1 当該労賃等の10分の10に相当する額 2 知事が災害の都度定める単位当たりの価格に数量を乗じて得た額	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物又はきのこと類に係る農作物育成管理用施設等が100分の70以上の被害を受けた場合において、その撤去作業のために要する労賃等に対し、市町村が次の各号に掲げる額を補助する場合これに要する費用		当該補助に要する経費のいずれか低い額の2分の1以内

こ

	1 当該労賃等の10分の10に相当する額 2 知事が災害の都度定める単位当たりの価格に数量を乗じて得た額	
--	---	--

改める。

別表第二家畜再生産資金利子補給補助の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条から第五条までの規定は、平成二十七年三月十三日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

(農政課)

栃木県規則第二十五号

栃木県農作物奨励品種等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県農作物奨励品種等の指定に関する規則の一部を改正する規則

栃木県農作物奨励品種等の指定に関する規則（昭和六十三年栃木県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、らつかせい」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(生産振興課)

栃木県規則第二十六号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三委任事務に関する特定専決事項の部中

総合教育センター	総務部長	を
県立図書館	副館長	

総合教育センター	総務部長	に
----------	------	---

改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(会計局会計管理課)

訓 令

栃木県訓令第一号

本
出 先 機 関 庁

栃木県原有車両管理等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県原有車両管理等規程の一部を改正する訓令

栃木県原有車両管理等規程(昭和五十五年栃木県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第八条第四項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者又は同法」を削り、「一般貸切旅客自動車運送事業者」の下に「又は同法第九条の三第一項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者」を加える。

別記様式第一号中 「車庫長」 を 「技 査 (主任)」 に、

「 ※ 乗用車・ライトバン・マイクロバス 」 を 「 ※ 乗用車・ライトバン・バス 」 に、

「 ※ 本館地下1階車寄せ・南庁舎2号館西側・その他〔 〕 」 を

「 ※ 本館北口玄関前・南別館西側・その他〔 〕 」 に、

「 車両番号 (乗用車・ライトバン・マイクロバス) 〔 通行料 円 〕 」 を

「 車両番号 (乗用車・ライトバン・バス) 〔 通行料 円 〕 」 に改める。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第四号中「平成 年度」を「 年度」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(管財課)

栃木県訓令第二号

本 庁
出 先 機 関

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程(昭和二十四年栃木県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「消防防災課職員」を「危機管理課職員」に改め、同条第六号中「原子力災害対策室職員」を「消防防災課職員」に改める。

第六条中「消防防災課長、原子力災害対策室長」を「危機管理課長、消防防災課長」に改める。

第八条第一項中「消防防災課長、原子力災害対策室長」を「危機管理課長、消防防災課長」に改め、同条第二項中「滅失又はき損した」を「滅失し、又は毀損した」に改め、同項ただし書中「減額」を「減額し、」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県訓令第3号

本 庁

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程（平成二十年栃木県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「消防防災課に」を「危機管理課に」に、「消防防災課長」を「危機管理課長」に、「原子力災害対策室に」を「消防防災課に」に、「原子力災害対策室長」を「消防防災課長」に改める。

第三条第二項中「消防防災課」を「危機管理課又は消防防災課」に改める。

第五条第一項中「消防防災課に」を「危機管理課に」に、「消防防災課長」を「危機管理課長」に、「原子力災害対策室に」を「消防防災課に」に、「原子力災害対策室長」を「消防防災課長」に改め、同条第二項中「消防防災課長」を「危機管理課長」に、「原子力災害対策室長」を「消防防災課長」に改める。

第十条中「消防防災課長」を「危機管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(消防防災課)